

二 先駆移民の開村

1 新政の動き

慶応三年十月徳川慶喜は大政を奉還したが、なお諸藩の意見は対立し、ひいては各地に争乱あつれきが起つた。だが幸いにも本道開拓に関する方策は、官民両者の努力によつてこの争亂の起る以前に急速に運ばれていた。即ち明治元年三月朝議一決して四月箱館裁判所の設置が宣言された。この間箱館においては旧奉行杉浦勝誠が人心の安定につとめ、在勤の各藩士も新政に希望をよせて官員の来道をまつた。間もなく清水谷総督の来任となり、平穩裡に奉行庁の引継ぎを了し、人民に対して朝旨の徹底につとめたが、然し之は僅か数月の平安にとどまつた。

平穩裡に授受を終つた本道にも、東北における官軍と諸藩連合軍との戦闘によつて風雲遽かに急を告げるに至つたのである。結局東北連合軍は討伐をうけることとなつて、裁判所は七月先づ仙台藩兵の逮捕を命じたが、藩兵は既に之を知つて逃亡し、白老陣屋を撤して石狩に走り民船に乗じて帰国したので、両者の衝突は危く回避することができた。

十月榎本武揚等は旧幕府の海軍をひきいて渡道し、清水谷総督以下は難を本土にさせた。占領軍は仮政府を組織し人民撫育の方針を示したが、いくばくもなく官軍の門に降り、事ようやく鎮定した。この間、日高には一人の守備兵もなく、住民は何れに附くべきか去就に迷いつゝ不安の日を送つたのである。

二年六月、鍋島直正が開拓督務に任じ、ついで開拓使官制も公布されて、東久世通禧がこれにかわつた。既に箱館の事変を処理して名声の高かつた黒田清隆は次官として、事実上開拓使の首脳となり、今日多少の非難はあるとしても、豪快雄大な構想の下に、独自の政治的手腕を縦横に發揮しはじめたのである。

二 先駆移民の開村

五一

第二編 開拓創業

五二

江戸を改めて東京としたのと同じく、本道も蝦夷を北海道と改称し、北辺の防備と北の宝庫開発という二大旗印の新しい世代の脚光を浴びることになつたのである。

開拓使即ち政府は、いまだ税制の整わざる経済力を以てしては、広大な北海道を急速に開発することは困難であると考え、多くの反対論を一蹴して、二年七月、樞要の地を直轄し、他は之を旧藩士族寺院に分治させる方策を採ることとした。

三石幌農兩郡はこれを開拓使に属せしめ、沙流西平郡を仙台藩、東半郡を彦根藩に、新冠を徳島藩、静内を増上寺、浦河様似郡を鹿兒島藩に委任した。そのうち増上寺は、のちに稲田邦植がこれにかわり、新冠郡をもあわせた。鹿兒島藩は受諾せず之を返上したので、三年十月同地を直轄地とした。

この間二年九月場所請負制の廃止を遂し、同十一月四ヶ条の在任令を發して移民の生活安定をはかつた。分治の中には成果みるべきものもあつたが、概ね不評であり、封建制への逆行であるとの非難もあつたから、開拓使の実力の備わると共に、四年七月廢藩置縣の発令の発せられたのを機会に、八月を以てこれを全廃した。しかし移民には三ヶ年を限つて扶持米を給し、その離散防止につとめた。

2 仙台藩民富川に入る

安政二年(一八五五)蝦夷地の第二次直轄行政に際し、三月仙台はか三藩に全道の警備を命じた。仙台藩は白老より南千島に至る区域を担当し、はじめ元陣屋を勇払におくよう指令されたが、翌三年三好監物が地を白老の要害に相してその構営にあつた。三好はかの松浦武四郎とも親交を結び、蝦夷地開拓について色々意見を交換している。

仙台藩はさらに文久二年カラフトの警備をも担当させられたので、同藩士は屢々これらの地に派遣せられてつぶさに辛苦をなめ、佐瑠太の移住者中にも、これらの任地において出生したものもあるほどであつた。

大政奉還と共に、在勤の士は自から任務を解除されたのみか、身辺の危急を感じて脱出したことは既にしるした通りである。

すでに仙台藩士と日高とは宿縁の地であつたが、吾々は仙台藩士が佐瑠太の地に至る経緯と、その首領である三好氏について知つておく必要がある。

維新の際における仙台藩の形勢は他の諸藩と同じく藩論一定せず、しかも九条総督の下には世良参謀のごとき人物があつて奸策を弄し、それがため忌まわしい紛争をかもし出すこととなつた。

三好監物は、小身よりおこつて備頭兼旗本奉行に進み、曠々蝦夷地の間を往来したが、のち参政に擢んでられ、大勢を察して文久二年藩主を擁して上洛し、間もなく錦旗を奉じて帰來し所謂勤皇派として藩論の統一に勵心した。しかるに会津藩の不遇に同情する一派は、藩主に進言して奥羽同盟に加担させ、三好等は明治元年失脚して帰郷した。かくて官軍と東北をつなぐ唯一の安全弁は破壊され、東北北海道に多くの戦乱をもたらした。そして三好は弾圧と失意の中に遂に自殺した。

奥羽の戦火もおさまり、仙台藩ははしなくも朝敵の汚名をこうむつて、秩祿没収の苛烈な憂目を見た。したがつて二藩の生活は極度に窮迫し、当時の藩士の記録をみても、「ここに至つて何れもあわたたくし生きんがための途にはん走しなければならなかつた」とが窺われるのである。(富川高野日記のごとき)

仙台藩ははじめ謝罪のため挾扼守備の特命を受けたが、もとより士族救済の用に立つべき土地ではない。よつて屯田基本地としての適地を北海道に請い、二年十一月沙流半郡の支配を許されたのである。

三好監物の長子五郎清篤は若くして伊達家の要職にあつたが、ここにおいて佐瑠太移住の隊長としての重責を担うこととなつた。五郎は監物白老在任中にそこで出生したのである。

当時の佐瑠太はどういう有様であつたか。松浦武四郎の紀行によると、「マイハフを過ぎて樺柏愁々陰森、土地一面胡枝花、芒生。南北を眺望すれば極目無際、覺転入異境。余が乙己紀行、此処の図上に、友人竹堂題曰、飄將双袖上高台、一望連天浪作堆、西墨茫々魯西遺、不知風自底山來」と記されている。ビダル及び川東の台上には二三のコタンの点在するほか、シノタイ岬には漁小屋が弧影淋しく潮風にさらされ、あるいは樹林にあるいは草原に、無人の地が索漠として広がつていた。時々沙流川があふれて沼沢を

二 先駆移民の開拓

第二編 開拓創業

つくり、鶴群の舞うこともあつた。

三年旧正月(二日)、先発隊は仙台を発して陸行青森に達し、船をよとつて室蘭に向かつた。折から風浪激しく、流されて有珠に至り投錨しようとしたが、船体破損のため隊員の上陸と共に沈没してしまつた。一行は風雪の中を難行して、白老旧陣屋に往時をしのび、三十日を費してようやく門別会所に到着することができた。ついで倔強な男子よりなる本隊を渡嶺させ、秋田杉材を廻送して住宅の建設にとりかかつた。

沙流西半郡に入地したのは百四十六人であつて、四年より本格的な開墾にとりかかつた。場所は富川町小学校北方の肥沃地であつたが、農耕になれぬ武士であり、馬匹農具も適當のものを欠き、その業績は遅々として進まなかつた。藩は扶助米を給し、二百乃至三百円の公債証書を発給したので、辛うじて当座の糊口をしのぐことが出来た。

四年八月藩支配は降されたが、なお三年間扶助の恩典があつた。三好隊長は開拓使七等出仕として浦河支庁担当の要職に補された。佐瑠太村は副隊長荒井直三郎、高野千代之助等がよく力をあわせて業志の達成を誓つた。特に荒井は副戸長として主として保安につとめ、高野は養蚕の導入に尽力し、また人にすゝめて富浜に製塩を試みさせるなど産業に力を致した。官では六年に新冠の官馬を一頭宛下渡し、七年には青年を官團に集めて馬耕の技術を修得させた。しかも高野家文書の伝えるところによると、作物品種の不適や耕種の失当によつて業績が萎がらず、一方独身者も多いため飲酒にふけり怠惰の風を生じて、幹部を苦しめたことがわかる。

これよりさき六年末に黒田清隆は行政の大改革を企図し、官吏の大異動を行つたが、三好七等出仕は帰国し、その中心的人物を失ふこととなつた。八年かねて開拓使より借用の營農資金は一応付与の恩命に浴し、九年耕牛を入れて大いに躍進を策しつゝあつた矢先、沙流川の大出水にあい、六年間辛苦の耕地は殆んど流亡し、悲嘆のあまり大半のものはこの地をすて離散した。

ここに明治十一年高野千代之助より開拓使に提出されたと推察される報告書をかかけて、そのかみの先人の苦闘を偲びたい。

日高国沙流那佐瑠太村移民一覽概表 (高野文書)

年度	戸口			畑	畜牧	種	芸	養
	計	男	女					
明治三年	一三二	一四六	一一五	一町三反				
四	一一一	一四六	同上	十一町 内九町七新成		藍ヲ試播スル ニ頗ル繁茂刈 取半ニシテ八 月四日大霜ノ 為廢ル 麥初テ播	蚕始テ試養可 ナリ適ス	
五	八四	二六六	一五三	二十八町一 十七町一新		天然麻種ヲ 試ミ可々適 ス依テ麻種 十五石ヲ嘆 願		
六	八〇	二六六	同上	三十八町一 十町新	馬八十四 官賜	麻種期節後レ テ種芸不成依 而西洋菜種ヲ 植ス是又後レ テ冬ニ至テ枯		
七	八〇	同上	同上	馬九十一 内七 牧より買入		旧麻種ヲ試験 再播シ不成	養蚕適スルニ 付自用種製シ	
八	八〇	同上	同上	八十一 十緒		梨、リンゴ、 桃、杏、李ノ 五樹ヲ七百本 余ヲ賜	自製蚕大ニ適 ス	
九	八〇	三三三 一六九 一五四	同上	一五五 内一死		桃、梨始テ花	官有種村々ニ 配当	
十	七九	三一八 一六九 一四九	同上	六五 内三三 官馬			同	

二 先駆移民の開村

第二編 開拓創業

蚕	収	穫	營繕 積金
繭一石余	大麦、小麦、 蕎麥、粟、稗、 大豆、小豆、 大角豆		無
	同		
	同		
検査受 繭四斗五升	同		
繭始テ買上ニ ナル	同		
可ナリ	大麦 百三十三石 八斗 小麦 五石五斗九升 ソバ 二十四石八斗 四升		
繭二石五斗	同	上	

佐瑠太村移民開拓所願末

明治三年仙台藩支配ニ沙流半郡ヲ分割セラレ藩令ヲ受三好清篤ヲ始有志ノ士民十三戸家族共引纏毎五週年ニ一回ツツ輪番交居ノ積ヲ以テ卒族百二十五名門別村ニ屯集、佐瑠太開拓ヲ創ス又旧藩ノ内ヨリ脱走ノ士民謹愼被為免候七拾余名ヲ平取村ニ開墾セシム折柄糧塩米ノ貯ナキヨリ苦惱ヲ生シ前卒族ノ内僥奔走或ハ札幌へ出願セシモアリ多方説諭ニ手ヲ尽セトモ素ヨリ糧米ノ準備薄キタメ終ニ其議成ラズ帰國ヲ志スモ旅費ニ乏敷殆ト困頓ヲ極メ未壬申年中三月中御當使へ引繼以來厚キ御仁惠ニテ墾成地勉強シ且勸奨ノタメ明治九年耕牛生徒共御貸与ノ恩典ヲ被リ精力ヲ増ントスル際九月大水災ニ罹リ又重テ艱苦ヲ嘗メ其後屢々草屋ノ住ヒヲナセリ。

土地広狭地味厚薄

沙流ノ地へ南北大凡六里二十丁余ノ往還ニシテ、北へ胆振国ニ隣ス南へ新冠郡ニ接シテ海岸筋平山ニシテ東高山比々連ル迄凡

四十里ナルヘシ沙瑠川ハ水源石狩國エーハリ岳ヨリ出西南ノ間ニ流レ此川筋肥沃ノ地多、墾地皆此辺ニ絶ル別川同郡菜実村ヨリ發シ此川筋同前、門別川同郡荷葉摘ヨリ發シ各レモ肥沃ノ地尤多シ往々此地ニ或百三十戸宛ノ民ヲ移シテ尙隘トセス良好ナリ佐瑠太ヲ扱テ百余戸ノ民ヲ移又平賀荷葉平取村門別村併テ百貳拾五ツツノ人数ヲ設、半郡賀張厚別村ニ同断、波恵村ニ滋賀県移民屯集ノ地ニテ漁業盛、耕耘土性ニ不合、慶龍舞ノ地モ開墾地ヲ設移民同県ヨリ移住地味可、今ニ一戸住スル已、佐瑠太独立ノ家屋ナキモノ多、元卒、有祿ノ士トナリシモノ、創業ノ際風唱ノ不宜ヨリ数年間妻子隔別ノモノ慚念ノ風アリ、旧土人村ト合テ全郡十八ヶ村ノ地ナリ。

水陸運輸ノ便否

門別ノ旧会所海面舟繋所アリ乍併東南西三方風ニ恐アリ、佐瑠太厚別而川ノ河水ヲ木舟ニテ拾三里迄ナリ運輸便アリ今耕ス所ノ地位下等ヲ下ラスト雖モ例年得ル所菽麥蔬ノ雜品ノミニテハ豪才ノ收穫其傭夫ノ給ヲモ償フ能ハス為ニ屢々家産ノ蓄積ニ苦ム仍此上ハ官ノ保護ヲ仰キ天然ノ桑ヲ植付養蚕盛大ニナシ次ニ麻苧等ヲ以テ着庭ノ目的ナリ。

かゝる困苦の中に本道の開拓盛期が到来して、淡路その他より本格的農民が入地し来り、佐瑠太村の基礎は確立されるのである。たゞここに注意すべきことは、草分け移民の定着については、後世幾多の批判を加えることが出来るであろうが、然し現実の問題として武士階級の帰農ということは決して容易ならざることを忘れてはならない。

かくて明治十年以降多くの離散者を出し、それらの人々のうち帰農したものもあつたが、多くは日高各地に分散して、それぞれ地方の開拓者となつた。これは彦根藩民にも稲田士民その他にも共通した事象であつて、一度決意して郷閭を後に渡道したものは、たとえそれが最初移り住んだ地に安んずることが出来なかつたとしても、他に移り住んで、北の先駆者としての任務を果したものの多いことは注目すべきことである。今、佐瑠太移民についてこの例をあげると、互野留作は平賀に移つて著名な米作創始者となつた。留作はもと三好隊長の特志に甘えて函館より随行した流民に過ぎなかつた。また平取村の芳賀文七、畑田秋次などもアイヌに農業を指導し地方の草分けとなつた。しかし記録に表われている脱走解免の徒は、ほとんど何事をもなさずして消え去つたものによつて

二 先駆移民の開村

五七

第二編 開拓創業

五八

ある。なお荒井時喜三郎は荷負村に入つてその開祖と仰がれるようになり、荒井の一派は早來方面で目ざましい活躍をした。なお荒井高野両家が今日まで踏みとどまつて、伝來の地を守つているのは日高開発史の上で偉とすべきであらう。

3 彦根藩の計画

諸藩中有力な彦根藩が、蝦夷開拓の大業を翼賛するために択捉島の守備を命ぜられたが、右屯田の元地として、明治二年十月沙流半郡の割当てを受けた。しかしこれが経営に着手したのははるかおかれて四年三月のことであつた。即ち齋藤大属が開拓見込書を提出したのははじまり、同年五月までに役員移住開墾者等が入地してからである。

沙流郡当未年（明治四年）開拓方法之見込書

東京府並箱館開拓使御中江当奉呈上候件々

彦根藩 大属 齋藤正寿

当年沙流郡開拓之方法右々奉申上候

士族拾人平民八拾人同女貳拾人

一、当未年二月中旬より江州彦根藩地出立越州敦賀港より乗船北海道沙流郡江永住居為致候人員右之通に御座候右開拓人員並士人共撫育之品者来る正月より敦賀港より廻送之身

但米穀塩酒之類者箱館に而買上廻送候心得之身

当未年開拓之方法

一、此度移住之人員士族平民に而男女百拾貳人加え士人貳百六人之内に而壯年用立候者七拾人計有之合百八拾貳人に相成右老人に三反割付今年中凡五百四拾六反計開拓之見込に御座候事

一、函館拜借地に於て出張所を新造仕詰合人員上下三人指置候事
但少属史生之内卷人指置候事

一、沙流郡に而繼立場所をケ所より無之東西共拾里計に候に付仙台藩と該合当藩支配所にも泊屋会所当年は新造仕候心得に御座候事

一、種物之儀は諸品卷人に付五反当の見込に廻送申候事

但種物米及大豆其外雜穀物綿葛藍大根野菜物諸類茶之木柿栗梅桑桐之苗竹之類

一、不殘畑開き致其上水掛り宜敷地所見分之上水田畑田共追々植附為致可申心得に御座候事

一、沙流郡漁場六ヶ所之内当年者農業専ら致させ度候に付四ヶ所の見込に御座候事

一、田畑歌歩並雜穀取揚高並漁養石敷之儀者当十月取調可申上事

一、来申年(五年)移住人員之義者当十月諸事取調可申上事

一、家建業者会所之外拾五軒計の見込に而材木は便宜之山林より運出し開地見込宜敷処を見立追々家立為致申度心得に御座候事
右之段御届申上候以上

辛未二月

彦根藩 大属 斎藤正寿(印)

開拓使 御中

こうして五月までに現地入りしたものは、大属斎藤正寿、少属山口正武等経営担当者十二人、開墾に従うものは天坊源太以下士族十一人、卒八人同家族四人、平民百六人、合計百四十一人(家族持二十五世帯)であった。

官吏十一名は波恵川の西イヨツチウに役宅を建てて入り、士、卒、平民四十三人は五棟の同居小屋に移った。また波恵沢には家屋五棟に平民四十六名を住まわせ、慶能藩には三棟に平民三十名を収容した。福叔(賀張)には医僧平民各一戸(本願寺宗旨僧、淨

二 先駆移民の開拓

五九

第二編 開拓創業

六〇

運寺大信、医師吉川文起、平民庄七同妻)を入れたのは船の泊所を經營する計画であつたらしい。これらの家屋は附近の伐木によつたので応急の草屋であつたことは見込書からも推察される。

見込書の中には初年五十余町を成墾するとうたっているが、実は伐木、漁場労役が主で農耕の方はほとんど進捗しなかつたらしい。また見込書の中に氣候上全然見込のない作物名を堂々と記載していることからみても調査不十分な計画であつたことがわかる。

ともかくも七月過ぎに斎藤大属より開拓の見込み、新に制定した漢字地名、移民人名簿、土人名前等を第一報として東京の彦根藩と開拓使に送附した。ところが、あたかもその頃全国的に藩藩置県が断行されて、これら移民の身分は大きく転回したのである。しかも八月には突如として彦根藩の支配は解除されてしまった。同藩は計画のためにおよそ半歳を費したのであるが、支配解除とともに全員あけて帰国してしまつた。門別に集結して残留を決意したものは飯田信三の記憶によれば、僅かに六名にすぎず、開墾地には一戸すらその影をとどめなかつたのである。

彦根藩は沙流郡東半のアイヌ地名に二十三の漢字地名をあてたが、その藩民の退去と共に消滅して波恵、慶能、賀張、厚別の四地名のみ残留民によつて引つづき使用されて後々までのこつた。それ以外の奥地の地名は、また別に後來の移民によつて制定されたのである。

残留者の一人は農夫頭として入地した飯田信三であるが、大兵肥満、屢々逆境にたつて屈せず、近江商人の伝統を生かして、商業・漁業・牧畜に縦横の活躍をなし、後に日高第一の名望家となつた。開拓の困苦をよく知り仁徳を以て移住者に物資を仕込み、零細移民の経済的支柱となつたことはまことに大きく、典型的バイオネヤーの一人であつた。飯田と共に門別に残つた前川、小島もそれぞれ事業に活躍し、後には村の有力者となつた。また賀張に残つた中村与吉は、牧畜・漁業の方面に驥足をのびした。そしてこれ等近江人の使用人縁者もまた日高西部の各地にそれぞれの分野を開拓した。彦根藩の事業は期間が短かく完全なものではなかつたので、日高の開拓史に僅かにその一部をとどめるに過ぎないが、永住を決意した人々は、何れもつよく根をはつて得意の事業的手腕を発揮したことは、日高の開拓史を顧みるとき見逃し得ないことである。

4 稲田氏主従の移住

稲田氏は徳島藩蜂須賀氏の筆頭家老として代々淡路国洲本に居城し、祿高一万四千五百石を公称していた。洲本は高田屋嘉兵衛の本拠であつたことも注意しなければならぬ。

慶応二年、稲田氏は朝命を受けて攝津西宮及び讃岐多度津の守備にあたり、明治元年家臣三田龍馬、内藤弥兵衛、林徹之丞等をして京都の警護にあたらせ、さらに關東征討總督有栖川宮に從つて各地に転戦して功があり、鞍馬等を揮領した。

ところがこの活躍は却つて徳島本藩の不興をかい、本藩の稟裁を經ず専断兵を動かすは藩越であると譴せきされた。しかし稲田氏は版籍奉還の大義を述べて譲らなかつた。岩倉具視は立木福島県知事を派して調停の勞をとつたが妥結せず、ために両者は上洛の命を受けるに至つた。その間三年五ヶ月血氣にはやる本藩一部のは洲本に乱入して発砲の結果人を殺し、官舎に放火した。だが洲本側の士卒はよく自重して抵抗せず徳島によく留された。結局洲本暴挙は政府の官吏によつて処置されたが、淡路は徳島県より兵庫県に所属換となつた。

独立不羈、雄圖にもえる邦植は若年ながら前途を考え、既に官辺有志の勸告を容れて断然蝦夷開拓の壯圖にのぼることを決意し、ひそかに之が特許を申請していたのである。かかることもまた本藩のもつとも憎むところであつた。稲田氏蝦夷地入りの工作は、すでに有力者の援助によつて着々進められていたのである。

さきに二年八月本道の分治を發表するや、芝増上寺も之に応じ、二年八月十九日を以て太政官より静内郡及び志古丹(色丹島)の支配を仰せ付けられた。増上寺経営の現状は今明らかではないが、これを非難した資料は案外に多く、おそらくは慎重を期して延引する仏寺の方針と血氣急速に成果をのぞむ官吏との間に感情のもつれがあつたことは想像に難くない。三年八月増上寺大僧正は布教のため幌泉その他に末寺建立を出願したのに対し、開拓使はその副申に「寺宇開立素ヨリ不急ノ筋ニ有之第一仏教ヲ唱新民ヲ惑擾セシメ話ノ所地ノ膏血ヲ吸候弊害顯然ノ儀ニテ聊モ開拓ノ補益有之間敷因テ願意鞏固ノ実裏ニ候ヘ寺院建造ニ充候丈ケノ金毅力ヲ以テ

二 先駆移民の開村

六一

第二編 開拓創業

六二

目前実効相願(開拓使公文録)という意見が率直に述べられてある。太政官は一応之を黙殺したが、開拓使は更に九月一日付で、増上寺は今以て下手の場所もなく、よつてかねて出願中の稲田に対して割渡されたいと申告したのに対し、太政官はさらに督責すべきことを命じその事実を具申するよう命じた。十月開拓使は「其實僧侶ノ分際」でありながら開拓着業の不純性をのしり、一方稲田に内示された浜益の可耕地は狭少にすぎることから、振替えられるよう強く要請した。かくして中立的な太政官も遂にこの月、増上寺に浜益の仕配を命じ、次の制旨が達せられた。

徳島藩元士族稲田九郎兵衛並同人元家来へ別紙之通御沙汰相成候条此旨相達候事

別紙

稲田 九郎兵衛

従前家祿十分一圓米ヲ以テ下賜北海道移住被命付候事但移住相済候迄兵庫眞實屬タルヘキ事

明治三年十月十五日

太 政 官

日高国静内郡志古丹島

右開拓使仰付候事

明治三年十月十五日

太 政 官

静内郡に残された増上寺の設置としては、浄土真宗頼生寺一宇のみが捫別にあつて、寺僧ひとり淋しく之を守つていたが、稲田氏はこのこれを私学益習館に仮用した。

邦植は内藤彌兵衛等を現地へ派遣して調査にあたらせ、静内は有望であつたが色丹は見立立たず之を返上することとした。四年二月、先発隊四十七人は二分して、一は敦賀港に出て弁財船で箱館に達して現地に陸行し、他は陸奥国大湊から静内に直行し、合して本隊の内地準備に當つた。五月三隻の輸送船に米麦農具家財等を積載して百四十八戸男女五百六十三人、住みなれた洲本を後に北行の途についた。この航海は無事捫別に上陸し得たが、第二回輸送船は途中風浪のため紀州周参見灣に入らんとして暗礁にふれて沈没し、二百三十四人中八十三人の溺没者を出し、積載物一切を失つた。恐怖にかられた生存者はことごとく帰郷し再び来道

しようとするものはなかつた。そしてこの想わざる出来事によつて、これら難民の救恤等に三万五千兩を支出しなければならぬことになつた。

四年八月、邦植以下移住者一同の携帶品は、これを捫別村元請負人佐野専左衛門漁場倉庫に保管してあつたが、野火延焼のため灰燼に帰し、しかもこの月全道一齊に支配地引上げを宣告されたのである。しかし邦植はかかる悲況の中にも離村することなく、扶助米の給与と援助物資の配給につとめ、一同を慰留して越年させた。次の年には七ヶ村に百四十余戸の家屋を新築して家族を移らせ、自からも自名に家敷をかまへ、家宝書籍等一切を移して永住の決意を明らかにした。

邦植の淡路における祿高一万千八百石の内一割は家職として保有され、残りの内四千石は旧家臣中淡路阿波に残留する者の扶持米及び旧役場諸入費役員月俸等に充て、残り六千石余を以て開拓費目にあてた。(稲田調書福山藩旧蔵)

第一回移住者は四月までに士族井上九郎右衛門等士卒各五十余戸、単独者士卒二十二名、先規奉公人と稱する譜代待遇九戸二十二名、他に四人、既出という百姓出身十一戸四十四人他に二十五人等總勢五百六十余人であつた。

四年十二月罷免につき開拓使に引継ぐに際しては、

- 士族 六十三戸 男百三十七人 女百三十四人 計二百七十一人
- 男一日白米五合 女同四合 但七才未満半減、開墾一反に付二両手当、士族單身者(寄留)十四人。
- 卒族 七十三戸 男百三十七人 女九十三人 計二百三十一人
- 手当士族に同じ、卒寄留者八人。
- 平民 三戸 男八人 女五人 計十三人。
- 雇人 箱館用達、漁場見廻並、通辭 計四人。
- 寄留出稼人 十六人 内男十五人 女一人。但家族持。
- 寄留出稼人 漁業中 男二人。

二 先駆移民の開村

第二編 開拓創業

出稼寄留人 男十三人

同 十五人 内男十一人 女四人 (註) 臨時入稼のもの

右のように五百八十余人がなお封建的な名稱をもち、土風依然として、八十余年前の染退河畔に生活したのである。一般住民の三分の二は南部に郷里をもつものであり、平民三戸は従来永住と称された自彙的な土着者で、事実上の先駆者である。アイヌは三年の調書によると、

土人百六十四戸、男六一六人、女六八一人、計千二百九十七人。惣乙名は染退川下のイルトウとし、他に惣小使、並乙名、並小使等の会所時代の役土人があつた。これ等はすべてアイヌ名によつてよび、四年の引継書では男五百五十七人、女六百四十七人、計千二百四人となつている。場所時代よりアイヌは会所の労働者として重要なものであつたから、毎年人別書を作製してその労力を計算していたものである。

さてはじめ静内に畑五百五十町を見込み、三百余戸を移し得るとし、役宅を捫別におき、本陣(泊所)を設け、それぞれ各地に男子を派して開耕に従わせた。しかし農業になれず、自然条件も相違している上に何らの経験ある指導者もなかつたから、開墾は遅々として進まなかつた。大鋸を使用し得ないためたまたま倒れるものがあれば壮快としてかん声をあげていたと伝えられる。しかし役宅備品中に、西洋開拓新流、泰西農法各二冊等のあるのを見れば、幹部の研究は怠慢であつたとはいえない。

家族を引連れての現地入りは、荷を背におい、アイヌの丸木舟を利用した。栄養不足のためとりめになやみ或はぶよ、虻等になやませられマラリヤに罹るなど、本道開拓初期の苦痛は、防ぐべき経験を有たない當時にあつては、殊更深刻であつたらう。野馬鹿群による耕地の被害も少なくなかつた。しかし一応扶助米にありつき、相互旧知の人々が散在し、確固不拔の決意にみちた旧主のあつたことは、静内移民の成功せざるべからざる所以であつたらう。

開墾は手紙にのみたよるため遅々として進まず、四年末になつても僅かに十四町余に過ぎなかつた。しかし七年開拓現術生を札幌

に派して馬耕を習得させ、すでに腐朽した木株をぬいて馬耕作業をどんどんすすめた。当時開拓使は本道の開發は馬耕によるの他なきをみとめ、技術を普及し、多数のプラオを払下げていた。また有珠にはすでにプラオの製造が行われ、本道における農業の先進地と目された。石狩当別の如きも同じく土族の面目にかけてその功程は大いに進捗していたのである。

四年四月官は扶助規則を定めて向う三ヶ年扶助することとし、旧藩より徴収する開拓費を廃止した。これは全国的に税制が確立され、地方行政も漸く軌道にのつたためである。扶助は七年を限り打切りとなる筈のところ、邦植は特に嘆願して八年末まで延期の承認を得、住民は改めて旧主に感謝した。また一方官有漁場の割渡しをうけて経営し収入の一助とした。

十二年五月、静内郡民のために、開拓使は特に藍麻製造取扱規則を發布して、三千五百円を給し、住民生活の向上と特産物の振興を計った。目名に製造所をたて、製品を東京に出して声価を得た。(農業の条参照)しかし数年後にはインデギー等の外国染料の進出によつて衰退するを余儀なくされたが、官が静内郡民に単行する特別法を制定したときは、当局の同移民に対する信頼の篤きをあらわしてあまりあるものというべきであつた。

明治十四年末における耕地百九十五町八反、戸数百十九、人口七百七十七人、馬千七十九頭、果樹九百二十三本に達し、この地域は全道的な先進地の一つに数えられるに至つた。

新冠場所は、もと浜田屋佐治兵衛の請負地であつたが、明治二年徳島藩の支配に帰し、請負人廃止後は箱館高田篤太郎が御用達をうけたまわつた。徳島藩の受命は公式には明らかでないが、同藩の経営不振については、増上寺に対するような非難の記録は見当らない。かくて四年三月理由は分明しないが稲田領に転換され、徳島藩吏森雄助と稲田氏の沼田実は四年五月八日一切の引継を了したが、物件のみるべきもなく、諸代値かに三百三十余兩と見積つて支払を約しているに過ぎない。(稲田調書)

稲田氏は役宅を新冠高江にたて、元請負人より引ついだ三十余の諸小屋によつて主として漁場の経営を行つた。したがつて四年中に畑は開耕僅か三町にすぎなかつた。土人数は五〇八人であつたが、稲田氏罷免の後には開拓進捗せず、明治十一年静内より旧藩士民

二 先駆移民の開拓

第二編 開拓創業

六六

堤埜三等数戸が移住してから、ようやく開拓期に入つた。しかし新冠牧場によつて、その名はあまねく天下に知れ渡つていたのである。

5 九州からの移民

明治二年九月を以て浦河様似及び十勝二郡は鹿児島藩に支配を命ぜられた。然るに同藩は新政の主動力であるにもかゝらず、断乎として太政官制旨を受けなかつた。即ち「皇國ノ極南ニ在テ、北地ヲ距ルコト殆ド千里、……四時寒暖ヲ異ニスルノ地、併テ是ヲ管轄セバ、開拓治民ノ成功、我藩決シテ成シ得ベキニ非ズ。夫如是ハ、自ラ王民ヲ傷ヒ疾シムルノ罪ヲ招クモノ、莫ニ恐懼ノ至リニ堪ヘズ」と陳べ、二年十月を以て返上を允可せられ、直轄地となつた。

明治三年十一月開拓使布達を以て、日高国開拓使管地の特別法東部御親料規則が施された。即ち募移民には家作材木を下附し、農具種物を給し、開拓毎反金二円をあたえることとし、初年より七年間免税するものである。そして開拓使よりは、特に平戸、大村、島原各藩長崎県庁にあて次の移牒を發した。「北海道開拓に付、昨年来農民移住為致候処、兎角旧習遊惰に有之に付、猶又篤實職業之民を移し、産業勸励先導為致度、依て其管内之農民、來春移住之運といたし度存じ候間、此度朝山少主典儀指立候間万事御示説之上、不都合無之様、御取計有之度候也」とあつて、南方移民のテストに多大の期待をよせたのである。予算一万七千九十兩を計上して浦河郡に五十戸を召募しようとするもので、官吏を派して地を西舎村に相し、草ぶきながら整然たる密居制をとり、一通りの農具その他を用意した。

募民に出張した少主典朝山頼隆の勸説にしたがつて、肥前国天草郡小宮地外六ヶ村より籾田重十他二十一戸九十三人がこれに応じて、明治四年五月長崎港をあとに浦河に直行し杵臼に入地した(天草団体)。また西彼杵郡より志募したもの二十四戸七十四人は西舎に入つた(大村団体)。

移民は本国において小作貧農、甘藷及び麦を主食とし、年貢また高率で苦しい生計であつた。入地後は大人一日七合、七才以上五

合、七才以下三合を給され、その他粟料として現金が渡されたので、一同はその厚遇を喜んだ。しかし開畑は手鋸だけによるためその割に進まず、また耕種の適期を失つたり、鹿の食害を被つたりもした。地味は肥沃であつて作物は良好であつたが、産物販売の途はなかつた。

開拓使御親料の模範的開墾地とすべく意気込んだ移民は、余りその期待には添はなかつた。むしろ農耕を好まず現金収入の方に心をひかれ、農耕の業が進まないで、六年官馬一頭宛支給して奨励したが、過半数はこれを売却して酒食の費にあて、扶助の年限が切れるや非常な困難に陥り、村をすてて漁場稼に転ずるものも少なくなかつた。(殖民地状況報告)

明治八年五月開拓使は特に漁区改正に際して、富葉幌別の二鮭漁場を岡村民に付与し、その上漁具漁舎及び着業資金一千余円を七年賦償還を以て貸付したが、これまた何等村の更生に益せず、十八年一千七百余円の赤字を出し、漁場を売却して精算しなければならぬ破目となつた。

幌別川は清流で鮭鱒の恵みあつた半面、水勢早く毎年大小の洪水に見舞われて耕地を流された。移民が家を出て他業を以て生計を補わんとする心の動搖はつねにこの点から起つた。明治十年官は費用を出して築堤をさせたが、竣工すると同時に、洪水一過その大半を破壊されるという仕末であつた。中でも十二年四月の出水は殊に激しく、集団居住地を去つてピバウ台地に移転するものもあつたが、官は毎戸二十円宛を補給した。

十三年八月には十勝飛蝗の求襲にあつたが、村民は一致して之が駆除に全力をつくし、官もまた特に集中的防害にあたつたので、被害は比較的少なくなつた。

なお人心動搖の他の原因として看過し得ないのは鹿猟についてである。明治七・八年の交、銃砲が移入されて鹿猟がさかに行われ、忽ちにして多額の現金を入手する連中をみては、農業をすててこれらの群に投ずる貧農のあつたことも、またやむない次第であつた。

このように種々な悪条件の中にあつて、農業一途に精勵したのは、西舎村尾田忠兵衛、杵臼村の本巢甚三郎の両名であつた。開拓

二 先駆移民の開拓

第二編 開拓創業

六八

使は八年十二月本庁下農民賞与規則を定めたが、十二年これによつて旅費を給し、この両名を本庁に招致して表彰した。ついで十三年には赤心社移民の來住があつて、十七年参議院議官安場保和の巡視をうけるなど、次第に蕭々な村落を形成する機運に向かつた。

安場議官の日記に「八月二日夜来雨、五時半雨歇。西舎村に至る。一商売家あり、広島の平民小田忠明明治四年移住、大村人の勸による。大村平民五六戸あり。初て水田を開きしに段に七俵収獲せり。四斗入、年に五俵に下らず。五穀蔬菜皆熟す。年々水田開。一町八反。水田十三年に始む。畑六町反に志円の徳あり。莫最宜し。杵臼村天草本渡人本巢甚三郎卒先、二十一戸口八十八人。本巢一家二十一人。西舎は二十四戸百人足らず。天草人の外加州南部越前八戸移住此村に編入。杵臼馬二百七十八有、西舎百三十三有。札幌より十六里、東島松、河内人中山久藏却て水田を開く。甚三郎其種を以て十三年試作す」とあるが、よく当時の実状を物語つてゐるというべきである。

6 赤心社の開拓

明治十三年岡山県人加藤清徳、神戸市民鈴木清等が、同志と共に赤心社なる開拓事業の結社を組織した。その趣旨は「近時愛國の志士國を明けば輸出入の不平均を論じ金貨の濫出を嘆き筆を取れば貧窮士族の無産を説き工業の起らざるを憤り喋々として日も亦足らずとす。我輩不似と雖も又以て感を同じうする者なり、然りと雖も徒に姉女子の如く日夜泣涕して空しく光陰を費し此の憂害を転じて快楽を來すの術策を講ぜずんば豈大丈夫の恥ならずや。今の時に方りて其策略や尠しとせず就中北海道開拓の如きは其最も著名にして確定なる者なり」というのであつて、当時開拓雜誌を發行していた津田仙の指導と宣伝によつて、その計画は着々進行した。(赤心社七十年史)

赤心社は明治十三年八月開拓使より会社設立の許可を得、九月土地選定員として加藤副社長、赤峰某が來道した。はじめ石狩(今の福移)に白羽の矢をたてたが水害のおそれがあるため、日高に転向し、山田謙郡長の指示によつて西舎村に決定したのである。

一方鈴木社長は上京して社規を整備し、十四年一月株主總會をひらき、四月六百株の第一回募集目標に達した。株は毎月金五十銭

を積立滿十年を期として六十円を以て一株とし、開拓事業を経営しようとする從來にない近代的企業である。しかしそこには当年の人々の單なる營利追求以外の公益性を見のがしてはならない。

移民は広島兵庫の両地より五十四戸を募集し、四月北海道送籍移住者渡航手続(十二年府県布達)によつて無賃の官船によつて函館に着し、ここからは自費で楢丸をやり、浦河に向かった。折から山背風の荒れる時季とて、引返すこと三度十數日を空費し二百余円を費消した。やむなく官船弘明丸の廻航を請い、尾張藩八雲移民と同船して一旦室蘭に上陸し、更に室蘭より乗船して浦河に到着した。これ突に浦河に汽船の入津したはじめであり、住民は珍しげに浜辺に立つて之を迎えた。

加藤は西舎にあつたが準備未了のため、団員は浦河に滞在し、壯者は現地に至つて設営に力行し勿々にして全隊を移した。ただたまたま航海中チブスを患うものがあつて、これが次第に蔓延して遂に十余名の患者を出すに至つた。当時浦河には医師がなく、郡長のあつせんによつて札幌病院より医師の来村を得て、ようやく愁眉を開いたような有様であつた。一方農具を満載した帆走船は暴風によつて千島に漂流するなど、試験のむちは用捨なく赤心社の上に加えられたのであつた。

七月鈴木清が調査に来たときは、耕地七反役員二名農夫二名のみ開墾地に在つて、他はみな漁場稼ぎに出払つていた。社長は驚いて一同をよびかえして開墾事業の趣旨を懇諭する一方、耕牛五頭器械等を札幌に求め、また開拓使より鈴木武良を招いて指導をうけたので、開墾はとみに進んで十八町に達したが、作付は時期を失してしまつた。

社長は更に適地を物色し、元浦河の有利なるをみとめてこれが下附を官に請い、神戸に帰つて委員に報告した。北行日記はこの百三十七日にわたる出張の経緯を詳述したもので、ただに赤心社の事業の実況を知りうるのみならず、当年の移民の氣風を察し得る貴重な記録である。(昭和二十六年赤心社刊行北行日記)

十五年四月には兵庫県人沢茂吉が第二部長となり、愛媛広島兵庫各県民八十余名をひきいて元浦河に入地した。このとき萩伏沿岸には僅かの漁民が散在し、農民は二戸広野の中に淋しく生活していたに過ぎないから、後年の模範村萩伏もこの時を以て充足したといつてよい。

二 先駆移民の開村

六九

第二編 開拓創業

七〇

一同は応急の草小屋に二戸宛入り、辛うじて雨露をしのいだ。強風雨のときは屢々屋内を濡らした。翌十五年十月は急流元浦川が氾濫して作物を流失し、移民は僅かに倉庫の上ののがれて難を免けた。二月、暴風暴雪三日つづき、小屋を倒し或は屋根を損う等、損害は甚だしかつた。七月以後九月に至るまで、殆んど一滴の降雨もなかつた。その為害虫が発生して被害を相当に受けた。その上八月蝗虫飛来して山野に充満し、地上を蔽ふこと厚さ四寸に達して、粟、稗、黍等は最も蚕食された。十月暴風が俄かに襲つて、諸川暴漲、墾地を浸し、住居小屋の床土を超え、大、小豆等で、未だ畑にあつたものは、或は流出し或いは被害を受けた。移民も此の為に殆んど躊躇して、或は開拓を厭悪する風潮を生じた(富田四郎会社組織による北海道開拓の研究)という記事は、よくこの間の消息を伝えているのである。

しかし希望もまた多く、十五年には米國よりソルキプロオを輸入して、農事の練磨にはげみ、十六年には西郷農商務卿の來村げき勳によつて、株數も二千に達し一応締切ることになつた。ついで品川農商務大輔が来て慰勞金を贈つた。一方その産物は各地で好評を博し、品評会で授賞されることも再三に及んだ。十七年には第三次移民二十名が野渡に入り、また同地に三十万坪の牧野を入手し、混同農業に転じようとするらしい経営方針を定めた。

開拓は所謂心田の方にも向けられた。十五年ころから、日曜毎に草小屋の中に集うてキリスト教の講話をきき、十七年には「智徳二育」必要ナル識者ヲ待タズンテ明カナリ。殊ニ赤心社開墾地ノ如キハ急務中ノ急ナルガ故ニ本社ニ乞ヒ滿期迄五百坪ノ敷地ヲ借ウケ米圍ノ始祖ビユーリタシニ倣ヒ同志ノ義金ヲ以テ学校兼會堂ヲ新築セントス(赤心社の沿革史資料)という趣旨の下に一堂をたて赤心学校といつた。これは二十四年に萩伏小学校となり、二十九年元浦河組合基督教會となつた。この會堂を中心とした赤心社員のキリスト教による信仰の生活が、如何ばかり萩伏村の建設と赤心社の発展に重要な役割を果して来たかは、萩伏村建設の過程を顧みるとき何人も容易に之を窺知することができる。

時には經濟界の不況(明治十七、八年)になやまされ、また地理的條件の不利によつて二十一年第一部(西舎)を引上げる等の事もあつたが、十八年には札幌農産局は赤心社の事業の成績を嘉みし、八百六十円を附与して大いに之を助けた。赤心社はさらに商店部を

おこし養蚕植樹にもつとめ、近在農村もこれにならない或は便益を供与される等のもあつて間接的影響もみのがし得ない。
 明治二十三年七月第三回内国勸業博覧会において次の事項は有功二等賞の榮譽に輝いた。

北海道開拓赤心社事蹟

- 一、株金四万四千参百拾老円五拾銭 会社の負債即ち義務を負う株金
 - 二、開拓地 現在戸數 五十六戸
 - 同人 口 百八十四 内男九十九 女八十五
 - 一、墾成地反別 二百四十町四反八畝六步
 - 一、溝 渠 一万九百十九間五分六厘
 - 一、果 木 一千四十本
 - 一、桑 樹 二万本
 - 漆 樹 六千本
 - 一、借用牧場 百五十四万九千八百七十七坪
 - 一、牧 圃 三里二十三町
 - 一、畜 牛 短角牛三十一頭 エヤンヤ雜種一頭 内國種三十頭 計六十二頭
 - 馬 アルゼリー雜種三十二頭 南部産一頭 北海道産二百三十一頭 計二百六十四頭
 - 豚 ホルクシヤイヤ 三十二頭
 - 一、農 具 ソルキープラオ二基 新墾犁二基 再墾犁七基 把勝(ハロー)六基 剷起犁(ソループラオ)二基刈草機一基 乾草開撒機(テツター)一基 乾草爬集機一基 その他馬具小農具數百品
- 二 先駆移民の開村

第二編 開拓創業

- 一、開拓地外空地 九ヶ所 一千四百三十五坪
- 一、家 屋 三十五棟 八百三十三坪七合五勺
- 一、海産干場 二十ヶ所 四千七百二十九坪
- 一、鰯鮭漁場 一ヶ所 五百坪
- 一、商 店 一ヶ所 資金五千円

明治二十二年十月一日

7 ルベシベ(豊畑)の団体移住

静内郡ルベシベの地に明治十八年入地した兵庫県団体は、赤心社移民と共に宗教移民として特色があり、官助の薄かつたにかかわらず、手腕ある人格者を中心に歩調を一にして成功した好例である。

淡路国三原郡広田村に日蓮宗仏龍講社という仏教団体があり、その中心たる渡辺伊平は、明治十四、五年來の全国的不況に信者の生活が逼迫しているのを見て、ようやく軌道に向かつていた北海道移住によつて之が活路を求めようとした。これに応ずる信徒三十戸六十八人が、明治十八年汽船和歌の浦丸に搭乗して、函館に直行し、ついで五月二十五日静内の上陸、瀬川芳助の漁舎に旅装を解いた。

既に先發隊は染遺川に沿うて十余軒のベタリに入つていた。ここ未開の天地にはアイヌ家屋が僅かに点在し、和人八田恒次郎一戸があるに過ぎなかつた。ベタリは地味が思わしくないので、ここを避けてルベシベに換地を請い、力を尽して初年既に三十余町を成墾したが、従来の藩移民には見られない進捗振りであつた。たゞ惜しくも、その年は耕種期を失し且つ凶冷のため収穫がなく、極度に節食して冬を越した。しかし翌年もまた同様不作に終つたので、人々の間にはようやく動搖の色が見えたが、伊平の信仰と鉄のような意志に励まされて、第三、四年を迎え、はじめて多少の収入を得ることができた。然るに第五年目即ち二十二年七月突如霜害を

被り、大豆のごときは反当二、二斗にとどまり、その他の作物もほとんど皆無に近い有様であつた。官は米穀貸与の詮議を考慮したが、団体員は自主独立の誇りを完うしたいと之を辞退し、相ともに祈つて耐乏生活に甘んじ、幸い二十三年度は大豊作に恵まれ、はじめて安堵することが出来た。

それ以来寒地作物をとり入れ、備荒貯蓄を考え、洪水の対策をねり、生産物消流の途を講じ、牧畜植林農産加工に経営の多角化を試み、ようやくルベシベ兵庫団体の名声があつた。二十五年伊平は藍綬褒章を授けられ一村の光栄に多年の勞苦を慰め得たのである。明治三十九年北海道庁移住者成績調査第一篇は、この好ましい事例を詳述して広く本州にも配布した。なお明治三十八年末の調査において、当初の三十三戸中一戸の離村者もなく、分家せるものを加えて七十一戸三百七十六人に達していたことをみても、日高開墾史上稀にみる堅実な団体であつたことを知ることができるのである。

8 東北漁民の着業

幌泉郡は古来昆布場所として名高く、就中小越(襟裳)のごときは三千石場所として夙に名声があつた。人口が寡少なため毎年十勝アイヌを入稼させ、また文化年中より和人の自分稼、あるいは永住とよばれる土着者をもた。

明治二年請負制廢止に伴つて福島屋嘉七が退去し、箱館産物係の出張所を幌泉に設けて経営にあたらせた。これによつて御親料地の名を得たのである。

明治四年(又五年)関大主典が来村して実情を調査し、新移住者に対する漁場(昆布干場)割渡し、三百戸定着の措置を講じ、五年南部津整秋田等より募集した移民二百戸(三百戸のところ二百戸に変更した)を幌泉に上陸させた。家族を伴うものは凡そ五十戸他はみな独身者であつた。これらをそれぞれ各村に建築してあつた家屋に移着させたが、従来一隻分浜の昆布干場を二分して新移住者に割渡し、各等級に応じて課税した。

この年産物出張所は経営不如意のため廢されて、旧請負人福島屋を御用達としたが、この年は昆布が豊年で上等浜一隻に付二百石

二 先駆移民の開村

七三

第二編 開拓創業

七四

に達した。したがつて一時に好景氣をあらわし、独身者が多いので貯蓄の念も乏しいので徒らに酒食に費消するものが大半であつた。昆布採取期間は八月下旬より十月中に過ぎなかつたので、他は徒らに時日を空費し、従つて一般の氣風もまた好ましいものではなかつた。翌年は前年に反して薄生であつたので、たちまち納税に事かき、十勝その他へ出稼ぎに行つて再び帰来しないものを多数出すに至つた。そしてこれ等に物品を供していた福島屋の打撃も大きく、貸越額三万余円の巨額に達したので、八年之を年賦償還証書に書換えて函館に引上げた。また三年以来特に生業奨励のため貸付けられた金二万二千余円は、住民との間に内容の不明をめぐつて紛争を生じたので、九年すべて無条件附与することとした。更にまた滞納税額六千余円については、向う六ヶ年賦を以て納付すべきことを命じた。

後年(十八年)本道各地を巡察した金子大書記官の三奥巡視報告書の中に「彼ノ明治ノ初メ、政府へ頼リニ官金ヲ貸下ゲ、以テ北海ノ殖民ヲ奨励セラレ、其貸付方法ノ如キモ、嚴然タル貸借ニアラズシテ、殆ソド下賜金ノ如キモノアリ。当時政府モ人民モ共ニ、之ガ償還ヲ期セザルナリ。且ツ當時ノ情況ヲ聞クニ、人民偶々貸与金ヲ謝絶スレバ、官吏迫テ之ニ貸与シタルコトモアリ云々」と記されているのは、まさにこれ等の事實を指したものである。官助その法をあやまるときは、たゞに國費を徒費するのみか、住民をして自主独立の開拓者精神を失はしめ、永く土地の發展を阻害するものであることは、以上の事例がよくこれを証明している。福島屋引上げ後は日用品の入手、生産物の販売にも多大の不便を感じ、九年住民守田安右衛門等が四方店なるものを幌泉にひらいたが、土着者の資本と手腕がこれに伴わなかつたため、僅か数年にして閉鎖のやむなきに至つた。

明治九年生産振興のため海産物の清國向直輸出を行わんとして、官金による広業商會が函館に開設され、昆布業者は規定によつて資金を貸付され、この期における幌泉地方の發展に大きな寄与をなした。その額は十三年において全道二十四万円余に達した。幸い十三年には稀にみる昆布の豊収に会し、ようやくこの地方漁村の基礎が確立するに至つた。しかしこの喜びも永続きはせず、惜しいかな、同商會もまた運営よろしきを得ないで、次第に衰運に傾き、再び本郡の不景氣を招来するの余儀なきに至つた。

東北沿岸の漁民に対する官助が厚きすぎたことは、後世批判の対象となつたのであるが、その成績は予期に反した。これ移民中

単独移住者が大多数をしめていたこと、作業期間が短かくたゞ天恵にのみ依存する生業の跛行性、官吏の開拓地経営方針の不適當等に起因しよう。しかしながら漸進的に土着者による郷土確立の作業はつづけられ、また離村者といえどもみな他の地方においてその開拓の任を果したことは多とすべきであつた。

東北漁民の入地によつて一応人口を激増し開墾の第一歩を踏みだした幌泉地方は、それ以前より自由入地するものがあつたことは既に触れた。殊に笛舞村の北村、中沢等は明治以前より永住し、後者は七年近呼に鮭網をおこして昆布以外の漁業に新しい針路を示し、油駒には先達守田安右衛門が在つて住民の安定に熱意を傾け、幌泉には林重吉が函館より入つて百貨店をいとなんで土着業者の開祖となり、庶野には長岡庄兵衛が明治三年に自から二十七戸の漁民を誘つて移殖させ、刃鏡猿留の如きも、古い漁業家によつてその村造りが良心的に推進されたのである。今この地を目黒とよぶに至つたのは、その昔の漁業主の姓によつたものである。

二 先駆移民の開村

七五

第二編 開拓創業

七六

三 産業その緒に就く

一 漁場改革

明治二年九月請負制度廢止の布達は、日高産業史上劃期的な出来事であつた。ここにおいて請負人の収奪に委されていた漁場は解放され、勞力給源としてきびしくばられていたアイヌ及び自分稼ぎ、永住人等は自由に活動することを許されることになつたのである。

二年十月には幌泉の杉浦嘉七（福島屋）浦河様似の佐野専右衛門（万屋）三石の小林重吉（小林屋）を罷免して官擲とした。そして函館より産物係官が出張して必要物資の仕込み、課税、産物の収納を実施した。三年十一月東部御親料規則が定められてから後も既に記した通り官吏の措置が當を失し、幌泉郡の住民のごときは、一切の収支を旧請負人時代と同様官吏に委せ放していたのであるが、負債山積の結果屢々紛擾をおこして、開拓使の一失政と言われるに至つた。よつて五年に三石は、世評の良い小林重吉に漁場持を命じ、他の三郡はそれぞれ移住団体一般漁民アイヌ等に解放し、取引関係もすべて自営に委せた。このため杉浦嘉七は大打撃を被つて退き、その前後の経緯については東北岸漁民の着業の条に既述した通りである。この三郡の解放は、アイヌ授産の意義を実行に移したものと、注意しなければならない。

沙流は二年九月山田文右衛門の罷免によつて、同年十月東半郡は彦根藩に所屬し、西半郡は仙台藩領となつた。後者はシノタイの昆布若干にすぎなかつたが、前者には昆布鮭漁場があつた。彦根移民は一部漁場に稼働したが、四年八月支配を解除されてよりは、有志斉藤正寿等が飯田信三をして漁場の経営にあたらせた。そして五、六年は豊漁を得たが、七年は凶漁のために破産し、以後危局を拾ひ出した信三が漁場持となつて鋭意事業の拡大をはかつた。後九年九月一齊に漁場持を廢したが、信三はなお多くの漁場を入手し、